

第1章 総則

(名称)

第1条 本規程は「JCBPL 球場設備基準マニュアル」(以下「本規程」という。)と称する。

(目的)

第2条 本規程は、一般社団法人日本児童野球保全機構(以下「リーグ」という。)が運営する Japan Child Baseball Protection League(以下「JCBPL」という。)において、公式戦の開催に必要な球場設備の基準を定め、競技の安全性、公平性および観客の利便性を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第3条 本規程は、リーグ主催試合および球団主催試合に適用する。

(定義)

第4条 本規程における用語の定義は、次の各号による。

- (1)「最低値」とは、試合開催に必須となる設備基準をいう。
- (2)「推奨値」とは、運営上望ましい設備基準をいう。
- (3)「球場」とは、JCBPL 主催試合または球団主催試合を開催する施設をいう。

第2章 フィールドおよび観客席設備

(フィールドの基本寸法)

第5条 フィールドの基本寸法に関する基準は、次の各号による。

1 最低値は、次のとおりとする。

- (1) 両翼 90m 以上
- (2) 中堅 110m 以上

2 推奨値は、次のとおりとする。

- (1) 両翼 95m 程度
- (2) 中堅 115m 程度

(観客席〔スタンド〕)

第6条 観客席に関する基準は、次の各号による。

1 最低値は、次のとおりとする。

- (1) 収容人数 1,000 席以上
- (2) 入退場口が複数あること
- (3) 通路に段差・破損がないこと
- (4) バックネット裏に観戦エリアがあること
- (5) スタンド構造に危険箇所がないこと
- (6) 階段・高所部分に手すりが設置されていること

2 推奨値は、次のとおりとする。

- (1) 収容人数 2,000～3,000 席程度
- (2) 通路幅が広く、観客が滞留しにくいこと
- (3) 視界が確保されていること（フェンス越しでも見やすいこと）
- (4) 車椅子席があること
- (5) 日除け・屋根が一部にあること
- (6) 売店・トイレがスタンド周辺に配置されていること

3 観客席周辺の設備は、次のとおりとする。

- (1) スタンド照明（夜間でも観客が安全に移動できる明るさ）
- (2) 手すり（階段・通路・高所部分に設置）
- (3) 案内表示（トイレ・出口・売店などの標識が明確であること）
- (4) 非常口（複数箇所に設置）
- (5) スピーカー（場内アナウンスが聞こえる位置に配置）
- (6) トイレ（男女別で複数箇所）
- (7) 売店（飲食・軽食が提供できるスペース）
- (8) ゴミ箱（スタンド周辺に複数設置）
- (9) バリアフリー動線（車椅子で移動できるルートがあること）

第3章 チーム設備（ダグアウト・ブルペン）

（ダグアウト〔ベンチ〕）

第7条 ダグアウトに関する基準は、次の各号による。

1 最低値は、次のとおりとする。

- (1) 選手 25 名が座れる広さを有すること
- (2) 屋根が設置されていること
- (3) 破損・危険箇所がないこと
- (4) ベンチ前の動線に段差・穴がないこと
- (5) 夜間でも作戦会議ができる明るさの照明を有すること

- (6) 通気口による換気が確保されていること
- (7) 中型ホワイトボードを設置すること
- (8) ベンチ内のどこでも明瞭に聞こえるスピーカーを設置すること

2 推奨値は、次のとおりとする。

- (1) 荷物置きスペースを設置すること
- (2) 扇風機または暖房器具を設置すること
- (3) 滑りにくい床材を使用すること
- (4) バット立て・ヘルメット棚を設置すること
- (5) 給水設備を設置すること
- (6) コンセントを設置すること

(ブルペン)

第8条 ブルペンに関する基準は、次の各号による。

1 最低値は、次のとおりとする。

- (1) 投手 2 名が同時に投球できること（※1 名でも可）
- (2) 捕手との距離が 18.44m であること
- (3) 地面が平坦で安全であること
- (4) アップスペースがあること
- (5) 屋根があること
- (6) 照明があり、投球動作が確認できること
- (7) ボールが散乱しない最低限の仕切りがあること
- (8) 防球ネット・足元素材など安全面が確保されていること

2 推奨値は、次のとおりとする。

- (1) 投手 3～4 名が同時に投球できること
- (2) ブルペンコーチ用の椅子を設置すること
- (3) 作戦ボードを設置すること
- (4) 投球数を記録できる環境を整えること
- (5) 扇風機または暖房器具を設置すること
- (6) ボールかご・整備用具を設置すること
- (7) アップスペースに余裕があること
- (8) 防球ネットの強度が高いこと
- (9) 足元は滑りにくい素材とすること

第4章 チーム用室内設備（ロッカールーム・審判室・監督／コーチ室）
（ロッカールーム）

第9条 ロッカールームに関する基準は、次の各号による。

1 最低値（ホーム・ビジター共通）は、次のとおりとする。

- (1) 28名分のロッカーがあること
- (2) 一人一台のロッカーを設置すること
- (3) シャワーがあること
- (4) 空調があることが望ましい
- (5) 人数分の椅子がロッカーに併設されていること
- (6) ホワイトボードがあること
- (7) ビジター側はミーティング可能な広さを確保すること

2 ホーム側の追加条件は、次のとおりとする。

- (1) ロッカーは鍵付きでもよい
- (2) ミーティングスペースはなくてもよい

3 ビジター側の追加条件は、次のとおりとする。

- (1) ロッカーは鍵付き禁止とする

4 推奨値（ホーム・ビジター共通）は、次のとおりとする。

- (1) ロッカーのサイズに余裕があること
- (2) 空調が十分に効くこと
- (3) シャワーの数が複数あり混雑しないこと
- (4) ベンチ・テーブルがあり軽いミーティングが可能であること
- (5) 清掃状態が良く衛生的であること
- (6) 換気が良いこと
- (7) 荷物置きスペースに余裕があること
- (8) タオル・ドライヤーなどの備品が整っていること
- (9) 動線が広く移動しやすいこと

5 ホーム側の推奨値は、次のとおりとする。

- (1) ミーティングスペースがあること
- (2) ロッカーが広めであること
- (3) コーチ用の席やテーブルがあること

6 ビジター側の推奨値は、次のとおりとする。

- (1) ホームと同等の広さがあること
- (2) シャワー・空調の質が安定していること

(審判室)

第10条 審判室に関する基準は、次の各号による。

1 最低値は、次のとおりとする。

- (1) 審判が3名入れる広さを有すること
- (2) 空調があることが望ましい
- (3) ロッカーはなくてもよい
- (4) テーブルと椅子を設置すること
- (5) 広さは17 m²以上とする
- (6) 審判室は1つだけ設置すること

2 推奨値は、次のとおりとする。

- (1) 審判が4名入れる広さを有すること
- (2) ロッカーを設置すること
- (3) 空調が十分に効くこと
- (4) 清潔で衛生的であること
- (5) 換気が良いこと
- (6) 荷物置きスペースに余裕があること
- (7) ミーティングが可能な広さを有すること

(監督・コーチ室)

第11条 監督室およびコーチ室に関する基準は、次の各号による。

■ ホーム側（監督室とコーチ室を分ける）

1 最低値は、次のとおりとする。

- (1) 監督室：1名入れる広さ
- (2) コーチ室：4名入れる広さ
- (3) 空調があることが望ましい
- (4) 机と椅子があること
- (5) ホワイトボードがあること

2 推奨値は、次のとおりとする。

- (1) コーチ室は 6 名入れる広さ
- (2) 空調が十分に効くこと
- (3) ミーティングが可能な広さ
- (4) 荷物置きスペースに余裕があること

■ ビジター側（監督とコーチは同室）

3 最低値は、次のとおりとする。

- (1) 監督＋コーチが一緒に入れる広さ（5 名程度）
- (2) 空調があることが望ましい
- (3) 机と椅子があること
- (4) ホワイトボードがあること
- (5) ミーティングが可能な広さ

4 推奨値は、次のとおりとする。

- (1) 6 名以上入れる広さ
- (2) 空調が十分に効くこと
- (3) 荷物置きスペースに余裕があること

第 5 章 記録・放送関連設備（公式記録員・スコアラー・アナウンス・放送席・記者席）
（公式記録員ブース）

第 12 条 公式記録員ブースに関する基準は、次の各号による。

1 最低値は、次のとおりとする。

- (1) 2 名入れる広さを有すること
- (2) 机・椅子・電源・LAN を備えること
- (3) 視界が確保されていること（バックネット裏）
- (4) 空調があることが望ましい

2 推奨値は、次のとおりとする。

- (1) 3 名入れる広さを有すること
- (2) 空調が十分に効くこと
- (3) 軽度の防音があること

（スコアラーブース）

第 13 条 スコアラーブースに関する基準は、次の各号による。

1 最低値は、次のとおりとする。

- (1) 2名入れる広さを有すること
- (2) PC作業ができる机・電源・LANを備えること
- (3) 視界が確保されていること
- (4) 空調があることが望ましい

2 推奨値は、次のとおりとする。

- (1) 3～4名入れる広さを有すること
- (2) モニターを設置すること
- (3) 荷物置きスペースに余裕があること

(アナウンスブース〔場内アナウンス〕)

第14条 アナウンスブースに関する基準は、次の各号による。

1 最低値（千葉ロッテ・中日レベル）

- (1) 完全防音の個室であること
- (2) 1名が十分に作業できる広さを有すること
- (3) マイク・ミキサー・音響操作卓を設置すること
- (4) 場内音声・BGM・マイク音量を個別に調整できること
- (5) 球場内の映像・スコア情報を確認できるモニターを設置すること
- (6) 机・椅子・電源・LANを備えること
- (7) 空調があること
- (8) 窓越しにフィールドが見える、またはモニターで常時確認できること
- (9) 外部への音漏れがない構造であること
- (10) アナウンス専用のヘッドセットまたはマイクを常設すること
- (11) 緊急時の連絡用インターホン・無線を設置すること

2 推奨値

- (1) 2名入れる広さを有すること
- (2) 大型で操作性の高い音響卓を設置すること
- (3) 複数モニター（球場映像・スコア・リプレイ）を設置すること
- (4) 空調が強力で温度管理が安定していること
- (5) 照明が調整可能であること
- (6) 資料置きスペースが広いこと
- (7) ケーブル類が整理され安全に動けること
- (8) 音響設備のバックアップを備えること

(放送席〔実況・解説〕)

第15条 放送席に関する基準は、次の各号による。

- 1 最低値（NPBより少し緩め）は、次のとおりとする。
 - (1) 1室あたり2名（実況＋解説）が入れる広さを有すること
 - (2) 机・椅子・電源・LANを備えること
 - (3) 視界が確保されていること（バックネット裏）
 - (4) 空調があることが望ましい

- 2 推奨値は、次のとおりとする。
 - (1) 3名入れる広さを有すること
 - (2) モニターを設置すること
 - (3) 防音があること
 - (4) 空調が十分に効くこと
 - (5) 荷物置きスペースに余裕があること

(記者席〔プレス席〕)

第16条 記者席に関する基準は、次の各号による。

- 1 最低値（NPBより少し緩め）は、次のとおりとする。
 - (1) 5席以上あること
 - (2) 机があること
 - (3) 電源があること
 - (4) 視界が確保されていること（バックネット裏でなくてもよい）
 - (5) 空調があることが望ましい
 - (6) LANはなくてもよい
 - (7) 防音は不要とする

※理由：

- ・JCBPL主催試合ではお立ち台で取材するため、常時使用しない
- ・各球団の独自運営時のみ使用するため、NPBほどの設備密度は不要

- 2 推奨値は、次のとおりとする。
 - (1) 10席以上あること
 - (2) 机が広めであること

- (3) 電源が複数口あること
- (4) LAN があること
- (5) モニターがあること
- (6) 荷物置きスペースに余裕があること
- (7) 空調が十分に効くこと

3 プレスルーム（控室）については、次のとおりとする。

- (1) 最低値：不要
- (2) 推奨値：小規模な控室があると望ましい

第6章 カメラポジション設備

（メインカメラ〔バックネット裏〕）

第17条 メインカメラ位置に関する基準は、次の各号による。

1 最低値（構造+本体必須）

- (1) カメラ台座：2 基
- (2) 三脚固定金具：6 点
- (3) ボルト穴：6 点
- (4) 配線口：3 口（映像×2・電源×1）
- (5) 電源コンセント：3 口
- (6) LAN 端子：2 口
- (7) 作業スペース：2 名分
- (8) カメラ本体：1 台必須

2 カメラ性能（最低値）

- (1) 4K 撮影対応
- (2) 光学ズーム：20 倍以上
- (3) 低照度撮影対応（夜間・曇天対応）
- (4) 三脚固定対応の業務用カメラ
- (5) SDI または HDMI 出力対応

（一塁側カメラ位置）

第18条 一塁側カメラ位置に関する基準は、次の各号による。

※台座増設、設置は任意とする。

1 最低値

- (1) カメラ台座：2 基
- (2) 三脚固定金具：4 点
- (3) ボルト穴：4 点
- (4) 配線口：2 口
- (5) 電源コンセント：2 口
- (6) 作業スペース：1 名分

(三塁側カメラ位置)

第 19 条 三塁側カメラ位置に関する基準は、次の各号による。

※台座増設、設置は任意とする。

1 最低値

- (1) カメラ台座：2 基
- (2) 三脚固定金具：4 点
- (3) ボルト穴：4 点
- (4) 配線口：2 口
- (5) 電源コンセント：2 口
- (6) 作業スペース：1 名分

(センターカメラ位置〔外野〕)

第 20 条 センターカメラ位置に関する基準は、次の各号による。

※ここもカメラ本体の設置を必須とする。

1 最低値（構造＋本体必須）

- (1) カメラ台座：2 基
- (2) 三脚固定金具：6 点
- (3) ボルト穴：6 点
- (4) 配線口：3 口
- (5) 電源コンセント：2 口
- (6) 撮影窓：1 面（反射防止 or 開閉式）
- (7) 作業スペース：1 名分
- (8) カメラ本体：1 台必須

2 カメラ性能（最低値）

- (1) 4K 撮影対応
- (2) 光学ズーム：30 倍以上（センターは距離があるため）

- (3) 強化防振機能
- (4) SDI 出力対応

(ベンチ内カメラ位置〔固定カメラ〕)

第 21 条 ベンチ内カメラ位置に関する基準は、次の各号による。

※ここもカメラ本体の設置を必須とする。

1 最低値（構造＋本体必須）

- (1) 固定カメラ台座：1 基
- (2) ボルト穴：4 点
- (3) 配線口：2 口
- (4) 電源コンセント：1 口
- (5) カメラ本体：1 台必須

2 カメラ性能（最低値）

- (1) フル HD 以上
- (2) 広角レンズ（ベンチ全体を映せる）
- (3) 固定式・常時録画対応

(レフト・ライトカメラ位置〔任意設置用〕)

第 22 条 レフトおよびライトの任意設置カメラ位置に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 簡易台座：各 2 基（左右で 4 基）
- (2) 三脚固定金具：各 4 点
- (3) ボルト穴：各 4 点
- (4) 電源コンセント：各 2 口
- (5) 配線口：各 1 口

第 7 章 照明・表示設備（照明／スコアボード／大型ビジョン）

（照明設備〔ナイター設備〕）

第 23 条 照明設備に関する基準は、次の各号による。

1 最低値（NPB より少し緩め）

- (1) 照度：内野 1200lx 程度、外野 800lx 程度（NPB の約 80～90% レベル）
- (2) 照明塔：4 基以上（内外野の影が最小限になる配置）

- (3) LED 推奨だが必須ではない (LED 以外でも安全に照らせれば可)
- (4) 影 (シャドウ) が投手・打者の動作を妨げないレベル
- (5) 照明の点灯が安定している (ちらつきがない)
- (6) 夜間でもフィールド全体が安全に見える明るさ
- (7) バックネット裏・内野の視界が確保されている
- (8) 最低限のバックアップ電源がある

→ 停電時に“完全消灯を防ぐための数分間の保持”ができる (再点灯までの安全確保用)

2 推奨値 (“いい感じ” の強度)

- (1) 照度：内野 1500～1800lx、外野 1000～1200lx (地方球場でもテレビ撮影に耐えるレベル)
- (2) 照明塔：6 基 (影が出にくく均一な明るさ)
- (3) LED 照明を推奨
- (4) 影 (シャドウ) がほぼ出ない配置
- (5) バックアップ電源が強力 (停電時でも 10～15 分間照度維持)
- (6) 照明の色温度が一定 (5000K 前後)
- (7) 照明塔のメンテナンススペースを確保
- (8) 外野フェンス付近も均一に照らせる配置

3 ホーム／ビジター差

照明は球場共通設備のため差をつけない。

(スコアボード〔試合情報表示装置〕)

第 24 条 スコアボードに関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 大型ビジョン (第 25 条) が設置されるため、スコアボード自体の設置は義務としない
- (2) 設置は任意
- (3) 設置する場合は、観客が読める位置にあることが望ましい

2 推奨値 (大型ビジョンの補助として望ましい)

- (1) チーム名
- (2) イニングスコア
- (3) RHE (得点・安打・失策)

- (4) カウント (B/S/O)
- (5) 球速表示
- (6) 投手名・打者名
- (7) LED 方式が望ましい
- (8) 観客席から読みやすい文字サイズ
- (9) 操作卓が大型ビジョンと連動していることが望ましい

(大型ビジョン〔映像演出装置〕)

第 25 条 大型ビジョンに関する基準は、次の各号による。

1 最低値 (設置義務・NPB 同等レベル)

● 大きさ (最低値)

- (1) 対角：300 インチ以上
- (2) 横幅：10m 以上
- (3) 高さ：5m 以上

※ 中日・ロッテよりは小さいが、地方球場としては“NPB 級の最低ライン”

● 画質 (最低値)

- (4) フルカラー LED
- (5) 解像度：HD (1280×720) 以上
- (6) リフレッシュレート：960Hz 以上
- (7) 輝度：5000cd/m² 以上
- (8) 視野角：140° 以上

● 表示内容 (最低値：NPB 同等)

- (9) スコア (イニング別)
- (10) RHE (得点・安打・失策)
- (11) カウント (B/S/O)
- (12) 球速
- (13) 投手名・打者名
- (14) 守備位置
- (15) 選手写真 (静止画)
- (16) 審判表示
- (17) 交代情報
- (18) 公式メッセージ・注意喚起

● 機能（最低値）

- (19) リプレイ再生対応（スロー含む）
- (20) 選手紹介映像の再生
- (21) スポンサー表示
- (22) 音響設備と同期可能
- (23) 非常時の避難案内表示が可能
- (24) 操作卓が専用室に設置されている

2 推奨値（中日・千葉ロッテ級、またはそれ以上）

● 大きさ（推奨値）

- (1) 対角：600～900 インチ級
- (2) 横幅：20～30m
- (3) 高さ：10～15m

● 画質（推奨値）

- (4) 4K 相当の高精細 LED パネル
- (5) ピクセルピッチ：6mm 以下
- (6) リフレッシュレート：3840Hz 以上
- (7) 輝度：6000～8000cd/m²
- (8) HDR 表示対応
- (9) 視野角：160° 以上

● 表示内容（推奨値）

- (10) 選手紹介ムービー（動画）
- (11) 球団演出映像
- (12) リプレイの多角度表示
- (13) スタッツ表示（OPS、WHIP、打率、投球数など）
- (14) SNS 連動表示
- (15) ファン向け演出（アニメーション・エフェクト）
- (16) スポンサー動画広告
- (17) 天候・気温・風向き表示

● 機能（推奨値）

- (18) リプレイ専用システムと連動（複数カメラ）
- (19) 音響と完全同期（演出用）
- (20) 照明演出との連動（イントロ演出など）

- (21) バックアップ電源で 10～15 分稼働
- (22) 操作卓が放送席・演出室と連動
- (23) データ放送・スタッツ自動反映

3 ホーム／ビジター差

大型ビジョンは球場共通設備のため差をつけない。

第 8 章 音響・アナウンス設備

(音響設備〔PA システム〕)

第 26 条 音響設備に関する基準は、次の各号による。

1 最低値 (NPB と同等レベル)

● スピーカー (最低値)

- (1) 内野スタンド全域をカバーするスピーカーを複数設置すること
- (2) 外野にも音が届く出力を有すること
- (3) ハウリングが起きにくい配置とすること
- (4) 音割れしない最大音量を確保すること

● 出力 (最低値)

- (5) 総出力：10,000W 以上
 - NPB 地方球場クラスの最低ライン
 - 登場曲・アナウンスが明瞭に届く

● 音質 (最低値)

- (6) アナウンスが明瞭に聞こえる中域強化の音質であること
- (7) 登場曲が破綻しない低音・高音の再生能力を有すること
- (8) 音の遅延が最小限であること

● 音響卓 (最低値)

- (9) ミキサー卓を専用室に設置すること
- (10) マイク・BGM・球場音声を個別に調整可能であること
- (11) 大型ビジョンと同期可能 (最低限の連携) であること

● カバレッジ (最低値)

- (12) 内野：完全カバー必須
- (13) 外野：最低限聞こえるレベル

(14) フィールド内のアナウンスが明瞭に届くこと

● バックアップ（最低値）

(15) 停電時に“数分間”音声を維持できるバックアップ電源を備えること
→ 避難誘導・緊急アナウンスのため必須

● ホーム／ビジター差

(16) 差をつけない（球場共通設備）

2 推奨値（中日・千葉ロッテ級、またはそれ以上）

● スピーカー（推奨）

- (1) ラインアレイスピーカーを採用すること
- (2) 内外野を均一にカバーする配置とすること
- (3) 低音用サブウーファーを追加すること
- (4) 音の指向性を制御し、反響を抑える構造とすること

● 出力（推奨）

(5) 総出力：20,000～30,000W クラス
→ 登場曲・演出が“ライブ会場レベル”で響く

● 音質（推奨）

- (6) ハイレゾ相当のクリアな再生能力
- (7) 登場曲の低音がしっかり出ること
- (8) アナウンスがどの席でも同じ明瞭度で聞こえること
- (9) 遅延補正（DSP）を搭載すること

● 音響卓（推奨）

- (10) デジタルミキサー（32ch 以上）
- (11) 大型ビジョンと完全同期
- (12) 照明演出とも連動可能
- (13) リバーブ・EQ・コンプなどの演出用エフェクト搭載

● カバレッジ（推奨）

- (14) 内外野すべて均一にカバー
- (15) 音のムラがほぼゼロ
- (16) 風の影響を受けにくい指向性制御

● バックアップ（推奨）

(17) 停電時でも 10～15 分稼働できる強力なバックアップ電源

→ 大型ビジョンと同レベルの安全性

（アナウンス設備〔場内放送システム〕）

第 27 条 アナウンス設備に関する基準は、次の各号による。

1 最低値（NPB と同等レベル）

● マイク（最低値）

(1) コンデンサーマイクを使用すること（NPB 同等）

(2) 明瞭なアナウンスが可能であること

(3) ハウリング防止構造を有すること

(4) ノイズが少ない指向性タイプであること

● 音声出力・連動（最低値）

(5) 音響設備（PA システム）と完全連動すること

(6) アナウンス音声は内外野に均一に届くこと

(7) 音割れ・遅延が最小限であること

(8) 大型ビジョンの映像と同期可能（最低限の連携）であること

● 緊急放送（最低値）

(9) 停電時でも“数分間”アナウンス可能なバックアップ電源を備えること

(10) 避難誘導・緊急メッセージを即時放送できること

(11) 大型ビジョンの緊急表示と連動可能であること

● 無線（最低値）

(12) 審判・本部・アナウンス間の無線連携が可能であること

(13) インカム（ワイヤレス）を最低 1 セット備えること

(14) 試合進行の指示をリアルタイムで共有できること

● BGM 再生（最低値）

(15) 登場曲・BGM を高音質で再生できる設備を備えること

(16) 音量調整がミキサーで個別に可能であること

(17) フェードイン・フェードアウト対応であること

(18) NPB と同じ“登場曲文化”を完全再現できること

● 音声録音（最低値）

- (19) 試合中のアナウンスを録音できる機能を備えること
- (20) トラブル時の確認・記録用として保存可能であること

● 操作卓（最低値）

- (21) 専用のアナウンス操作卓を設置すること
- (22) マイク・BGM・球場音声を個別に調整可能であること
- (23) 音響卓（PA）と連動すること
- (24) 大型ビジョンと最低限の同期が可能であること

● ホーム／ビジター差

- (25) 差をつけない（球場共通設備）

2 推奨値（中日・千葉ロッテ級、またはそれ以上）

● マイク（推奨）

- (1) スタジオ品質の高感度コンデンサーマイク
- (2) ノイズ除去機能
- (3) 2 本以上の冗長構成
- (4) 専用ポップガード・ショックマウント付き

● 音声出力・連動（推奨）

- (5) 音響・大型ビジョン・照明演出と完全同期
- (6) リバース・EQ・コンプなどの音声加工が可能
- (7) 遅延補正（DSP）でどの席でも同じ明瞭度
- (8) フィールド内の音声もクリアに届く

● 緊急放送（推奨）

- (9) 停電時でも 10～15 分稼働できる強力なバックアップ電源
- (10) 大型ビジョンの緊急表示と完全同期
- (11) 自動切替システム

● 無線（推奨）

- (12) 審判・本部・アナウンス・演出室が全て連動
- (13) デジタル無線でクリアな通信
- (14) 予備機を含め複数セット

● BGM 再生（推奨）

- (15) 高音質オーディオインターフェース使用
- (16) ハイレゾ音源対応
- (17) 登場曲の低音がしっかり出る
- (18) 演出用 SE（効果音）も高品質で再生可能

● 音声録音（推奨）

- (19) 全試合のアナウンスを自動録音・保存
- (20) データ管理システムと連動
- (21) トラブル時の検証が容易

● 操作卓（推奨）

- (22) デジタルミキサー（32ch 以上）
- (23) 大型ビジョン・照明・音響と完全同期
- (24) 演出用プリセットを複数保存可能
- (25) 2 名以上で操作できる広さ

第 9 章 場内安全設備（セキュリティ・避難・救護）
（監視カメラ）

第 28 条 監視カメラに関する基準は、次の各号による。

1 最低値（JCBPL 版：必要最低限の安全確保）

- (1) 入退場口に監視カメラを設置すること（必須）
- (2) 夜間でも識別できる明るさを確保すること
- (3) 録画保存が可能であること
- (4) 死角が最小限となる配置とすること

※ スタンド・バックヤードは最低値では義務化しない

2 推奨値（より安全性を高める構成）

- (1) スタンド全域に監視カメラを設置すること
- (2) バックヤード（ロッカー・通路）に設置すること
- (3) 駐車場に設置すること
- (4) AI 解析による不審行動検知を導入すること
- (5) 録画保存期間を 30 日以上とすること

(警備員)

第 29 条 警備員に関する基準は、次の各号による。

1 最低値（人数の義務化は行わない）

- (1) 人数の固定義務は設けない（規定しない）
- (2) 球場規模に応じて“妥当数”を配置すること
 - ・小規模球場（～2,000 席）：2～3 名程度
 - ・中規模球場（2,000～5,000 席）：3～5 名程度
 - ・大規模球場（5,000 席～）：5～8 名程度

※ あくまで“目安”であり、最低値として人数の義務化はしない

2 推奨値

- (1) 6 名以上を配置すること
- (2) 試合中は巡回を実施すること
- (3) 入退場時はゲートに配置すること
- (4) 無線で本部と連携すること

(避難経路・非常口)

第 30 条 避難経路および非常口に関する基準は、次の各号による。

1 最低値（数の義務化は行わない）

- (1) 最低数は固定しない（規定しない）
- (2) 球場規模に応じて“妥当な数”を確保すること
 - ・小規模球場（～2,000 席）：2 箇所程度
 - ・中規模球場（2,000～5,000 席）：3～4 箇所程度
 - ・大規模球場（5,000 席～）：4～6 箇所程度
- (3) 非常口には照明・案内表示を設置すること（必須）
- (4) 通路に障害物がないこと

2 推奨値

- (1) 球場規模に応じて最低値より多めに確保すること
- (2) 非常口案内を大型ビジョンと連動させること
- (3) 夜間でも明瞭な誘導灯を設置すること
- (4) バリアフリー動線を確保すること

(AED)

第 31 条 AED に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 球場内に 1 台以上設置すること（必須）
- (2) 観客・選手・スタッフがすぐにアクセスできる位置に設置すること
- (3) 使用方法の案内表示を設置すること

2 推奨値

- (1) 2～3 台以上設置すること
- (2) スタンド・バックヤード・フィールド近くに分散配置すること

（救護室）

第 32 条 救護室に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 簡易救護スペースを設置すること
- (2) ベッド 1 台を設置すること
- (3) 応急処置キットを備えること
- (4) 休憩・処置が可能なスペースを確保すること

2 推奨値

- (1) 専用のメディカルルームを設置すること
- (2) ベッド 2 台以上を設置すること
- (3) 医療用冷蔵庫を設置すること
- (4) 車椅子を備えること
- (5) 医療スタッフを常駐させること
- (6) 選手用と観客用を分離できる構造とすること

第 10 章 グラウンド整備設備

（整備道具）

第 33 条 整備道具に関する基準は、次の各号による。

1 最低値（NPB より緩め・JCBPL 機材持ち込み前提）

- (1) トンボ（1～2 本）
- (2) ブラシ（ベース周り用）
- (3) 散水ホース（使用可能な状態）

- (4) 石灰ラインカーが使用できる地面環境
- (5) ベース固定具（NPB 規格でなくてよい）
- (6) 整備道具を置けるスペース（屋根付きでなくても可）

※ ローラー・マウンドクレイ・ラインカー本体などは JCBPL が持ち込むため球場側の義務にしない。

2 推奨値（あれば望ましい・球場運営が楽になる）

- (1) トンボ複数
- (2) ベース周りブラシ
- (3) 石灰ラインカー（球場所所有）
- (4) 小型ローラー
- (5) マウンド整備用具（ターフビルダー等）
- (6) ベース固定具が NPB 規格に近いもの
- (7) 散水ホースが複数
- (8) 散水栓（固定式）

（マウンド・ホームベース周り）

第 34 条 マウンドおよびホームベース周りに関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 地面が極端に硬すぎないこと
- (2) 地面が極端に柔らかすぎないこと
- (3) 水はけが悪すぎないこと
- (4) JCBPL が持ち込むクレイで整備できる状態であること

※ 球場側にクレイの品質義務は課さない。

2 推奨値

- (1) クレイの品質が安定していること
- (2) マウンドの形状が崩れにくいこと
- (3) ホームベース周りの硬さが均一であること
- (4) 5 回終了後の整備がしやすい環境であること

（散水設備）

第 35 条 散水設備に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 散水ホースが使えること（蛇口が生きている）
- (2) 水圧が極端に弱すぎないこと

※ 固定式散水栓・スプリンクラーは最低値では不要。

2 推奨値

- (1) 固定式散水栓
- (2) 外野にも散水できるホース長
- (3) 水圧が安定していること

（ローラー）

第 36 条 ローラーに関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 球場側の設置義務なし（JCBPL が必要に応じて持ち込む）

2 推奨値

- (1) 小型ローラー
- (2) 中型ローラー（あれば望ましい）

（保管場所）

第 37 条 整備道具および JCBPL 持込機材の保管場所に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) JCBPL の持ち込み機材を一時保管できるスペース
- (2) 屋根付きでなくてもよい
- (3) 鍵付きでなくてもよい
- (4) 雨に濡れない場所が望ましい

2 推奨値

- (1) 屋根付きの整備道具倉庫
- (2) 鍵付き
- (3) JCBPL 機材を安全に保管できるスペース

第 11 章 ランドリー設備（洗濯・乾燥・ユニフォーム管理）

（ランドリー設備の基本方針）

第 38 条 ランドリー設備に関する基準は、次の各号による。

※ JCBPL は NPB 同等の運用を前提としつつ、球場側への設備義務は課さない。

（洗濯機・乾燥機）

第 39 条 洗濯機および乾燥機に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

(1) 球場側の設置義務なし

→ JCBPL は基本的に 外部委託（クリーニング業者） を利用するため

→ 洗濯機・乾燥機は大型で移動不可のため、持ち込み前提にもできない

2 推奨値

(1) 中型洗濯機・乾燥機が 1 台ずつあると望ましい

(2) 選手の自主練・雨天時のユニフォーム対応がしやすくなる

※ ただし外部委託が基本のため必須ではない

（洗濯スペース）

第 40 条 洗濯スペースに関する基準は、次の各号による。

1 最低値

(1) 特に義務なし

(2) ただし、外部委託業者が引き取りに来やすい動線が望ましい（義務ではない）

2 推奨値

(1) 換気ができるスペース

(2) 排水設備が整っていること

(3) 作業台があると望ましい

（洗剤・備品）

第 41 条 洗剤および備品に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

(1) 球場側の準備義務なし

(ユニフォーム乾燥・保管)

第 42 条 ユニフォームの乾燥および保管に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

(1) 球場側の設備義務なし

→ JCBPL が外部委託から受け取った後に管理するため、球場側の負担は不要

2 推奨値

(1) 乾燥後のユニフォームを一時保管できる棚

(2) 鍵付きロッカーがあると望ましい

(ホーム／ビジター差)

第 43 条 ランドリー設備に関するホーム／ビジター差は、次のとおりとする。

(1) 差をつけない (球場共通設備)

第 12 章 搬入口・バックヤード動線 (機材搬入・物流動線)

(搬入口)

第 44 条 搬入口に関する基準は、次の各号による。

1 最低値 (NPB と同等・JCBPL 機材搬入に対応)

(1) 2t トラックが横付けできるスペースがあること

(2) 搬入口の開口サイズは次のとおりとする。

ア 幅：2.5m 以上

イ 高さ：2.5m 以上

(3) 大型ケース (ビジョン・音響・演出機材) が通過可能なサイズであること

(車両乗り入れ)

第 45 条 車両乗り入れに関する基準は、次の各号による。

1 最低値

(1) 2t トラックまで乗り入れ可能であること

(2) 搬入口までの道路幅が確保されていること

(3) 極端な傾斜がないこと

(動線の広さ)

第 46 条 バックヤード動線の広さに関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 通路幅：1.2m 以上（必須）
 - 大型ケース・台車が通れる最低ライン
 - NPB の地方球場と同等

（段差・スロープ）

第 47 条 段差およびスロープに関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 段差があってもよい
- (2) ただし、台車で越えられる高さ（5cm 程度）であること
- (3) または簡易スロープを設置できる構造であること
- (4) 完全バリアフリーは最低値では義務化しない

（保管スペース）

第 48 条 搬入機材の保管スペースに関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 球団が困らない程度の“一時置きスペース”があればよい
- (2) 屋根付きでなくてもよい
- (3) 鍵付きでなくてもよい
- (4) 雨に濡れない場所が望ましい（義務ではない）

（電源）

第 49 条 搬入口付近の電源に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 搬入口付近に 1 口以上の電源があることが望ましい
 - 義務ではない
 - JCBPL 機材の充電・動作確認用

（ホーム／ビジター差）

第 50 条 搬入口およびバックヤード動線に関するホーム／ビジター差は、次のとおりとする。

(1) 差をつけない（球場共通設備）

（推奨値：NPB 上位球場レベル・運営効率が高い）

第 51 条 搬入口およびバックヤード動線の推奨値は、次の各号による。

1 搬入口（推奨）

(1) 4t トラック対応

(2) 開口サイズ：

ア 幅：3.0m 以上

イ 高さ：3.0m 以上

(3) 雨天時でも濡れない屋根付き

第 13 章 トイレ・給水・衛生設備

（総則）

第 52 条 本章は、トイレ・給水設備・衛生設備に関する基準を定める。

（トイレ）

第 53 条 トイレに関する基準は、次の各号による。

1 最低値（法律遵守+JCBPL 独自の衛生基準）

(1) 洋式トイレ必須

→ 和式のみは球場は不可

(2) 男女別トイレを設置すること

(3) 多目的トイレは法律に基づき設置（義務）

(4) 個室数は法律基準に準拠する

(5) JCBPL 独自の追加義務は課さない

※ JCBPL は“品位・衛生”を重視するため、洋式必須はリーグ独自基準。

2 推奨値（NPB 上位球場レベル）

(1) 洋式比率を 80%以上とすること

(2) 個室数を多めに確保すること

(3) 自動洗浄・自動開閉機能

(4) 便座クリーナー設置

(給水設備)

第 54 条 給水設備に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 給水器（ウォータークーラー）は衛生上禁止
- (2) ベンチ・控室に“水道が出る給水設備”を設置（必須）
- (3) 蛇口式の給水ポイント
- (4) 手洗い兼用でも可
- (5) 飲料用給水タンクに水を補充できる構造

2 推奨値

- (1) ベンチ裏に複数の給水ポイント
- (2) 給水専用蛇口
- (3) 給水タンク置き場の確保

(冷蔵庫)

第 55 条 冷蔵庫に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) ベンチ裏または控室に冷蔵庫を 1 台以上設置（必須）
- (2) サイズは問わない（中型以上が望ましい）

2 推奨値

- (1) 中型冷蔵庫 2 台以上
- (2) 補助用の冷凍庫（氷・保冷剤用）

(観客用衛生設備)

第 56 条 観客用衛生設備に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 法律基準を満たすこと
- (2) JCBPL 独自の追加義務は課さない

2 推奨値

- (1) スタンド各所にアルコール消毒
- (2) トイレ内にベビーベッド

(3) トイレ混雑状況の表示システム（望ましい）

（バリアフリー）

第 57 条 バリアフリーに関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 法律に基づき必須
- (2) 多目的トイレ
- (3) 車椅子動線
- (4) 段差解消
- (5) JCBPL 独自の追加義務なし

（清掃）

第 58 条 清掃に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 試合前に清掃済みであること（必須）
- (2) 試合中の巡回清掃は義務化しない
- (3) 汚れ放置は不可

2 推奨値

- (1) 試合中の巡回清掃
- (2) トイレの定期チェック
- (3) ゴミ箱のこまめな交換

（ホーム／ビジター差）

第 59 条 衛生設備に関するホーム／ビジター差は、次のとおりとする。

- (1) 差をつけない（球場共通設備）

第 14 章 電源・通信インフラ（配電・回線・ネットワーク）

（総則）

第 60 条 本章は、電源・通信インフラ（配電・回線・ネットワーク）に関する基準を定める。

（電圧）

第 61 条 電圧に関する基準は、次の各号による。

1 最低値（NPB 同等・JCBPL 機材運用に必要）

- (1) 高圧受電：6,600V
- (2) 変圧器で 200V（動力）／100V（一般）に降圧して使用すること
- (3) 変圧器の容量は球場規模に応じて適切であればよい
- (4) JCBPL 独自の追加義務は課さない

（電源容量）

第 62 条 電源容量に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 最低 30kVA
- (2) 中型 LED ビジョン：8～15kVA
- (3) 音響：3～6kVA
- (4) アナウンス：1kVA 未満
- (5) 配信：1～2kVA
- (6) 予備：5kVA
- (7) 推奨：50kVA（NPB 同等）

2 推奨値（NPB 上位球場レベル）

- (1) 50kVA 以上
- (2) 大型ビジョン・演出機材にも対応可能

（専用回路）

第 63 条 専用回路に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) ビジョンの一部＋アナウンス設備が確実に動作する専用回路を設置（必須）
- (2) 20A 回路 × 2 系統以上
- (3) 200V 系統を 1 つ以上
- (4) 100V 系統を 1 つ以上
- (5) 漏電ブレーカー必須（NPB 同等）

2 推奨値

- (1) ビジョン全系統＋音響＋配信を独立回路で運用

- (2) 200V 系統を複数
- (3) 100V 系統を多数

(携帯デバイスへの電力提供)

第 64 条 携帯デバイス電源に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 選手・スタッフ用の充電電源は必須
- (2) ベンチ裏・控室に複数口のコンセント
- (3) USB 給電または AC 給電どちらでも可
- (4) 試合中のスマホ・タブレット運用を想定
- (5) 観客席への電力提供は禁止
- (6) モバイルバッテリー貸出は球場判断で可
- (7) ただし“座席への電源”は不可

2 推奨値

- (1) ベンチ裏に多数の充電ポート
- (2) USB-C PD 対応
- (3) タブレット・PC も充電可能

(配信・通信回線)

第 65 条 通信回線に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 楽天モバイル回線を使用する場合：規定なし
- (2) 他社回線を使用する場合：NPB 同等以上を義務化
- (3) 光回線（上り 100Mbps 以上）
- (4) 有線 LAN を本部・アナウンス室に引き込み可能
- (5) 回線の安定性が確保されていること

2 推奨値

- (1) 光回線 2 回線（冗長化）
- (2) 上り 300Mbps 以上
- (3) 有線 LAN を複数箇所に敷設

(Wi-Fi)

第 66 条 Wi-Fi に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) スタッフ・選手用 Wi-Fi は必須
- (2) SSID 分離
- (3) パスワード管理
- (4) 2.4GHz / 5GHz 両対応
- (5) 観客用への Wi-Fi 提供は禁止

2 推奨値

- (1) スタッフ用と選手用を完全分離
- (2) 5GHz 帯を優先
- (3) 観客用 Wi-Fi は禁止

(配電盤)

第 67 条 配電盤に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) NPB 同等の高圧受電方式
- (2) 高圧受電 → 変圧器 → 低圧配電
- (3) 漏電ブレーカー必須
- (4) 点検済みであること

(ケーブル動線)

第 68 条 ケーブル動線に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) ケーブルを安全に這わせられる構造
- (2) つまづき防止
- (3) 観客導線と交差しない
- (4) ケーブルカバー・養生テープ使用可能な床材

2 推奨値

- (1) ケーブルダクト設置
- (2) 専用ケーブルルート
- (3) 雨天時でも安全な構造

(ホーム／ビジター差)

第 69 条 電源・通信インフラに関するホーム／ビジター差は、次のとおりとする。

(1) 差をつけない(球場共通設備)

第 15 章 観客サービス設備(売店・飲食・自販機・ゴミ箱)

(総則)

第 70 条 本章は、観客サービス設備(売店・飲食・自動販売機・ゴミ箱・喫煙所等)に関する基準を定める。

(基本方針)

第 71 条 観客サービス設備に関する基本方針は、次の各号による。

- (1) 売店・飲食ブース：球団判断
- (2) 自動販売機：球団判断
- (3) ゴミ箱・分別：球団判断
- (4) 喫煙所：球団判断(法令・条例の範囲内)
- (5) 観客席の快適性(椅子の種類・背もたれ等)：球団判断
- (6) ホーム／ビジター差：リーグとしては規定しないが、差別的運用は禁止(品位の問題として)

第 16 章 観客席の区分・応援席運用(ホーム／ビジター)

(総則)

第 72 条 本章は、観客席の区分および応援席運用に関する基準を定める。

第一項 当章はファンフェスタなどの球団単体の主催試合では対象外です

(ビジター応援席の最低確保割合)

第 73 条 ビジター応援席に関する基準は、次の各号による。

1 最低値(必須)

- (1) ビジター応援席は全体の 15%以上 を必ず確保すること
- (2) 固定割合として義務化する
- (3) 球場規模に応じて増やすことは自由
- (4) 15%を下回る運用は禁止

(応援席の位置)

第74条 応援席の位置に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) ビジター応援席は外野でもよい
- (2) 内野に設置する義務はない
- (3) 球場構造に応じて柔軟に配置可能
- (4) ただしホーム応援席と明確に区分すること(必須)

(応援席の分離：安全確保)

第75条 応援席の分離に関する基準は、次の各号による。

1 最低値(必須)

- (1) ホーム応援席とビジター応援席は基本的に分離する
- (2) 緩衝帯(間隔)を設けることが望ましい
- (3) 球場構造上どうしても分離が不可能な場合は例外を認める
- (4) その場合は警備員配置などで安全確保を行う

(立ち見応援の扱い)

第76条 立ち見応援に関する基準は、次の各号による。

1 最低値(必須)

- (1) 立ち見応援は一切禁止
- (2) 通路・階段・手すり周辺での立ち見も禁止
- (3) 立ち見専用エリアの設置も不可

※ 安全上の理由による。

(ホーム／ビジター差)

第77条 ホーム／ビジター差に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 座席の質・視界・安全性において差別的運用は禁止
- (2) 応援席の割合・位置は球団判断で調整可能
- (3) ただしビジターを不当に扱う配置は禁止

(推奨値：球団が望めば採用できる運用)

第 78 条 応援席運用に関する推奨値は、次の各号による。

1 応援席の割合 (推奨)

- (1) ホーム：70～80%
- (2) ビジター：20～30%
- (3) 大規模試合時は柔軟に変更可能

2 応援席の位置 (推奨)

- (1) ビジター応援席を外野に固定
- (2) ホーム応援席は内野～外野に広く配置
- (3) 緩衝帯を 1～2 ブロック確保

3 安全対策 (推奨)

- (1) 応援席周辺に警備員を配置
- (2) 応援スタイルの違いによるトラブル防止策を明文化
- (3) 応援団の事前申請制度を導入

第 17 章 安全管理・警備体制 (Security & Crowd Management)

(総則)

第 79 条 本章は、安全管理および警備体制に関する基準を定める。

(警備員の人数)

第 80 条 警備員の人数に関する基準は、次の各号による。

1 最低値 (JCBPL として必ず守る基準)

- (1) 最低人数の義務化は行わない (任意)
→ 球場規模・観客数・地域事情に応じて球団判断
- (2) ただし、JCBPL 主催試合では
“不正入場対策ゲート” の運用に必要な人数は確保すること

(入退場ゲートの管理)

第 81 条 入退場ゲートの管理に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 手荷物検査・金属探知機の設置は任意 (球団判断)

(2) 詳細は不正入場対策ゲートの項で定める

(応援団の管理)

第 82 条 応援団の管理に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

(1) 応援団の管理ルールは球団ごとに決める（最低値なし）

- ・ 事前申請制にするか
- ・ 横断幕の扱い
- ・ 楽器の可否

(2) ただし、リーグとして“危険行為の禁止”は共通で適用する

(フィールド侵入対策)

第 83 条 フィールド侵入対策に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

(1) フェンスの高さで対応（設備基準として扱う）

→ すでにフィールド設備の項目で規定済み

(2) 警備運用での追加義務は最低値では課さない

(禁止行為・退場処分)

第 84 条 禁止行為および退場処分に関する基準は、次の各号による。

1 最低値

(1) 禁止行為リストは球団ごとに作成し、必ず公開する（必須）

(2) 禁止行為には次を含むこと：

- ア 暴力行為
- イ 器物損壊
- ウ 差別的言動
- エ フィールド侵入
- オ 他の観客への迷惑行為

(3) リーグは「最低限の禁止行為の方向性」だけ示し、
詳細は球団が責任を持って定める

(ホーム／ビジター差)

第 85 条 警備体制に関するホーム／ビジター差は、次の各号による。

1 最低値

- (1) 警備体制に差をつけることは禁止
- (2) ビジター応援席を不当に扱う警備配置は禁止
- (3) ただし、応援席の位置に応じた合理的配置は可

(推奨値：球団が望めば採用できる運用)

第 86 条 警備体制に関する推奨値は、次の各号による。

- (1) 観客数に応じた警備員の増員
- (2) 入退場ゲートでの簡易手荷物チェック
- (3) 応援団の事前申請制
- (4) 応援席周辺への警備員配置
- (5) トラブル発生時の即時対応マニュアルの整備
- (6) 退場処分者の情報共有（球団間ブラックリストは任意）

第 18 章 JCBPL 主催試合：不正入場対策ゲート（最低値・推奨値）

(総則)

第 87 条 本章は、JCBPL 主催試合における不正入場対策ゲートの設置・運用基準を定める。

第 1 節 設置スペース（ゲート配置）

(設置スペース)

第 88 条 不正入場対策ゲートの設置スペースに関する基準は、次の各号による。

1 最低値（必須）

- (1) 幅 2m × 奥行 1.5m のスペース × 3 区画 を確保すること
- (2) 3 台のゲートを横並びまたは直列で設置できる構造であること
- (3) ゲート間の間隔は 最小 0.5m を確保すること
- (4) ゲート両脇にバリケードを設置できる幅を確保すること
- (5) 地面は平坦で、非破壊固定（ゴムアンカー＋ウェイト）が可能な材質であること

※ 意味：

「3 台置ける構造がない球場は、JCBPL 主催試合を開催できない」

2 推奨値（義務ではない）

- (1) 幅 3m × 奥行 2m × 3 区画
- (2) ゲート間隔：1m
- (3) ゲート前後に誘導レーン（幅 1m）
- (4) ゲート周辺に屋根またはテント（雨天対応）

第 2 節 電源（ゲート稼働）

（電源）

第 89 条 不正入場対策ゲートの電源に関する基準は、次の各号による。

1 最低値（必須）

- (1) 100V × 1 口 × 3 台分（計 3 口）
- (2) 各ゲートが独立して稼働できること
- (3) 延長ケーブルでの対応可
- (4) 専用回路は不要

2 推奨値

- (1) 100V × 2 口 × 3 台分（計 6 口）
- (2) 予備電源・照明・PC 用を確保
- (3) ゲート専用電源タップを設置

第 3 節 入場ルート（動線設計）

（入場ルート）

第 90 条 入場ルートに関する基準は、次の各号による。

1 最低値（必須）

- (1) 入場ルートは一本化すること
- (2) 一本化されたルート上に 3 台のゲートを並列配置できる構造
- (3) ゲートを通らずに入場できる動線は完全封鎖
- (4) 逆流（出口からの侵入）を防止できる構造

2 推奨値

- (1) 入場レーンを 3 レーン（ゲート台数と一致）に分割
- (2) レーン幅：1m 以上
- (3) 誘導ポールで蛇行レーンを形成し混雑緩和
- (4) 再入場専用レーンを別途設置

第4節 閉鎖設備（使わないゲートの扱い）

（閉鎖設備）

第91条 閉鎖設備に関する基準は、次の各号による。

1 最低値（必須）

- (1) 鍵付き扉で閉鎖できる構造
- (2) シャッターやバリケードのみは不可
- (3) スタッフ動線・非常口からの侵入を防止できること

2 推奨値

- (1) 鍵付き扉＋シャッターの二重構造
- (2) バリケード併用で視覚的にも侵入不可を明示
- (3) 閉鎖ゲートに監視カメラを設置

第5節 ゲート固定方式（方式B）

（固定方式）

第92条 ゲート固定方式に関する基準は、次の各号による。

1 最低値（必須）

- (1) 非破壊固定（ゴムアンカー＋ウェイト）を使用
- (2) ゲート両脇にバリケードを設置
- (3) ゲートとバリケードを連結金具で固定

2 推奨値

- (1) ウェイト：20kg × 2個
- (2) ゴムアンカー：2個
- (3) バリケード：左右2枚ずつ
- (4) ゲート前後に誘導ポール設置

第6節 ゲート台数

（台数）

第93条 ゲート台数に関する基準は、次の各号による。

1 最低値（必須）

- (1) 3台設置できるスペースを確保すること
- (2) 実際の設置台数は最低1台

- (3) 観客数に応じて2台・3台を使用可能

2 推奨値

- (1) 観客数1,000人ごとに1台
- (2) 最大3台を常時稼働
- (3) 混雑時は再入場レーンに1台転用

(備考：球団主催試合)

第94条 球団主催試合におけるゲート運用は次のとおりとする。

- (1) ゲート自体の設置は義務ではない
- (2) JCBPL 主催試合のみで使用する
- (3) ゲートはJCBPL が用意する
- (4) 使用製品：NEC Smart Venue Gate（可搬式）
- (5) 球団側がゲートを使用する際は可搬の導入またはJCBPL 専用通路の設置を義務とする。

第19章 JCBPL 球場：面積・部屋数・動線まとめ（最低値／推奨値）

(総則)

第95条 本章は、JCBPL 主催試合を開催する球場に必要な面積・部屋数・動線等の基準を定める。

第1節 最低値（NPB 地方球場クラス）

(敷地面積)

第96条 敷地面積に関する最低基準は、次の各号による。

- (1) 球場＋外構・動線・搬入口を含む敷地面積：
50,000～60,000 m²（約15,000～18,000坪）
- (2) 内訳：
 - ア フィールド：19,500 m²
 - イ スタンド：12,000～18,000 m²
 - ウ バックヤード：5,000～7,000 m²
 - エ 搬入口・動線・ゲート3台分：10,000～15,000 m²

(球場面積)

第 97 条 球場面積に関する最低基準は、次の各号による。

- (1) 球場面積（フィールド＋スタンド＋バックヤード建物）：
36,000～44,000 m²（約 11,000～13,500 坪）
- (2) フィールド面積：
19,500 m²（両翼 90m／中堅 110m＋安全地帯）

（必要部屋数：最低値）

第 98 条 必要部屋数に関する最低基準は、次の各号による。

● 選手関連

- (1) ダグアウト：2 室
- (2) ブルペン：2 箇所
- (3) ロッカールーム：
ア ホーム：1 室（28 名）
イ ビジター：1 室（28 名）
- (4) 監督室：ホーム 1 室
- (5) コーチ室：ホーム 1 室
- (6) ビジター監督＋コーチ室：1 室（5 名）

● 審判・運営

- (7) 審判室：1 室（3 名）
- (8) 公式記録員ブース：1 室（2 名）
- (9) スコアラーブース：1 室（2 名）
- (10) アナウンスブース：1 室（完全防音）
- (11) 放送席：1 室（2 名）
- (12) 記者席：5 席以上（席扱い）

● 安全・救護

- (13) 救護室（簡易）：1 室
- (14) AED：1 台以上

● カメラ台座（構造物）

- (15) メイン：2 基
- (16) センター：2 基

- (17) ベンチ内固定：1 基
- (18) 一塁：2 基
- (19) 三塁：2 基
- (20) レフト・ライト：各 2 基（任意）

（搬入口・動線：最低値）

第 99 条 搬入口および動線に関する最低基準は、次の各号による。

● 搬入口

- (1) 2t トラック横付け可能
- (2) 開口：幅 2.5m × 高さ 2.5m 以上

● 動線

- (3) 通路幅：1.2m 以上
- (4) 段差：台車で越えられる程度（5cm 以下）

● ゲート 3 台分のスペース

- (5) 1 台あたり：幅 2m × 奥行 1.5m
- (6) 3 台分：幅 6m × 奥行 1.5m（最低）
- (7) ゲート間隔：0.5m 以上
- (8) バリケード設置スペース：左右に確保

第 2 節 推奨値（NPB 本拠地クラス）

（敷地面積）

第 100 条 敷地面積に関する推奨基準は、次の各号による。

- (1) 球場＋外構・動線・搬入口を含む敷地面積：
65,000～80,000 m²（約 19,600～24,200 坪）
- (2) 内訳：
 - ア フィールド：22,400 m²
 - イ スタンド：18,000～25,000 m²
 - ウ バックヤード：7,000～10,000 m²
 - エ 搬入口・動線・演出スペース：15,000～20,000 m²

（球場面積）

第 101 条 球場面積に関する推奨基準は、次の各号による。

- (1) 球場面積：
47,000～57,000 m²（約 14,200～17,200 坪）
- (2) フィールド面積：
22,400 m²（両翼 95m／中堅 115m＋安全地帯）

（必要部屋数：推奨値）

第 102 条 必要部屋数に関する推奨基準は、次の各号による。

● 選手関連

- (1) ダグアウト：2 室（設備強化）
- (2) ブルペン：2 箇所（3～4 名同時投球）
- (3) ロッカールーム：
ア ホーム：広め＋ミーティングスペース
イ ビジター：ホーム同等
- (4) 監督室：ホーム 1 室（広め）
- (5) コーチ室：ホーム 1 室（6 名）
- (6) ビジター監督＋コーチ室：1 室（広め）

● 審判・運営

- (7) 審判室：1 室（4 名）
- (8) 公式記録員ブース：1 室（3 名）
- (9) スコアラーブース：1 室（3～4 名）
- (10) アナウンスブース：1 室（2 名＋大型卓）
- (11) 放送席：1 室（3 名）
- (12) 記者席：10 席以上＋LAN＋モニター
- (13) プレスルーム：小規模控室（推奨）

● 安全・救護

- (14) 救護室：専用メディカルルーム（2 台以上）
- (15) AED：2～3 台

● カメラ台座

- (16) 最低値と同数（性能強化のみ）

(搬入口・動線：推奨値)

第 103 条 搬入口および動線に関する推奨基準は、次の各号による。

● 搬入口

- (1) 4tトラック対応
- (2) 開口：幅 3.0m × 高さ 3.0m 以上
- (3) 雨天対応の屋根付き

● 動線

- (4) 通路幅：1.5～2.0m
- (5) 完全バリアフリー化
- (6) 大型ケースの旋回スペース確保

● ゲート 3 台分のスペース

- (7) 1 台あたり：幅 3m × 奥行 2m (推奨)
- (8) 3 台分：幅 9m × 奥行 2m
- (9) ゲート間隔：1m
- (10) 誘導レーン：幅 1m × 3 レーン
- (11) 雨天対応の屋根・テント推奨

第 3 節 最終まとめ

第 104 条 球場規模に関する最低値および推奨値の比較は、次の表のとおりとする。

項目	最低値	推奨値
敷地面積	50,000～60,000 m ²	65,000～80,000 m ²
球場面積	36,000～44,000 m ²	47,000～57,000 m ²
フィールド面積	19,500 m ²	22,400 m ²
必要部屋数(総数)	約 13 室+席	約 15 室+席
搬入口	2t 対応／2.5m×2.5m	4t 対応／3.0m×3.0m
動線幅	1.2m 以上	1.5～2.0m 以上
ゲート 3 台分	6m×1.5m	9m×2m+誘導レーン

付則

(施行期日)

第 105 条 本規程は、JCBPL が定める日より施行する。

(改定)

第 106 条 本規程の改定は、JCBPL 運営本部が必要と認めた場合に行う。
改定内容は公式サイト等で公表するものとする。

(適用範囲)

第 107 条 本規程は、JCBPL 主催試合に適用する。
球団主催試合への適用は必須値のみ義務とするが、推奨値の活用を妨げない。

(特例)

第 108 条 球場構造上やむを得ない事情がある場合、
JCBPL 運営本部は個別に特例を認めることができる。
ただし、安全性・公平性を損なう特例は認めない。

(経過措置)

第 109 条 本規程施行時点で基準を満たさない球場については、
JCBPL が定める猶予期間内に改善計画を提出し、
段階的に基準を満たすものとする。

(附帯資料)

第 110 条 本規程に関連するチェックリスト・図面・仕様書等は、
「JCBPL 球場運用マニュアル (別冊)」に収録する。